

## 災害救助法による救助の特別基準設定内容

1. 災害名 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害
2. 法適用市町村 岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町
3. 法適用年月日 平成30年7月5日(小田郡矢掛町は平成30年7月6日)

救助項目	事項	一般基準	特別基準	対象	特別基準を設定する理由
避難所の設置	期間の延長	7日間 (7月5日～7月12日)	21日間 (7月5日～7月26日)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	河川の氾濫等により安全に住める状態にするには日数がかかるため
炊き出しその他による食品の給与	期間の延長	7日間 (7月5日～7月12日)	21日間 (7月5日～7月26日)	1避難所に收容された者 2全半壊、流失、床上浸水により炊事ができない者	河川の氾濫等により安全に住める状態にするには日数がかかるため
飲料水の供給	期間の延長	7日間 (7月5日～7月12日)	21日間 (7月5日～7月26日)	飲料水が確保できない者	水道施設が冠水するなどして配水するには日数がかかるため
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	期間の延長	10日間 (7月5日～7月15日)	20日間 (7月5日～7月25日)	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	河川の氾濫等により安全に住める状態にするには日数がかかるため
医療	期間の延長	14日間 (7月5日～7月19日)	28日間 (7月5日～8月2日)	医療の途を失った者(応急的処置)	被災地域の医療機能の回復に時間を要し、医療救護班の活動が引き続き必要のため

救助項目	事項	一般基準	特別基準	対象	特別基準を設定する理由
学用品の給与 (文房具及び通学用品)	期間の延長	15日間 (7月5日～7月20日)	30日間 (7月5日～8月4日)	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	避難児童等が多く、給与が必要な学用品の調査に時間を要しているため
埋葬	期間の延長	10日間 (7月5日～7月15日)	20日間 (7月5日～7月25日)	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	河川の氾濫等による行方不明者がいるため
死体の搜索	期間の延長	10日間 (7月5日～7月15日)	20日間 (7月5日～7月25日)	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	河川の氾濫等による行方不明者がいるため
死体の処理	期間の延長	10日間 (7月5日～7月15日)	20日間 (7月5日～7月25日)	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	河川の氾濫等による行方不明者がいるため
障害物の除去	期間の延長	10日間 (7月5日～7月15日)	20日間 (7月5日～7月25日)	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	河川の氾濫等により土砂等の流入被害が多く、被害状況の調査に時間を要し、除去が進んでいないため